

# 戸籍謄本を取得していただく際のお願い

## 【相続人さま 各位】

被相続人(亡くなられた方)、各相続人さまの戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村役場等へ行かれる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続に必要なため、被相続人の生まれて以降、死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。

## 戸籍謄本について

戸籍は昭和32年および平成6年の法務省令等により改製が行われており、本籍の移転(転籍)をされていなくても、謄本等が複数になる場合があります。転籍時や改製時に新たに編製された戸籍には、その時点で戸籍に在籍する方のみ転記されますので、婚姻、養子縁組等により除籍されている方が存在する場合、転籍後や改製後の戸籍謄本のみでは除籍されている方の確認ができなくなります。

そのため、被相続人さまの出生からお亡くなりになられた日までに被相続人さまの戸籍に記載された方を漏れなく確認させていただくためには、転籍前や改製前の戸籍(改製原戸籍)を合わせて取得いただく必要があります。

改製年代	必要戸籍	状況により必要となる戸籍
現在		本籍を変更された場合 転籍前の戸籍 ご結婚された場合 入籍前の戸籍 分籍された場合 分籍前の戸籍
↑	現在の戸籍(全部事項証明書)	
平成6年改製	…平成6年法務省令第51号により戸籍が新しくなり電子化されています。改製されていない市区町村もあります。	
↑	改製前の戸籍	
昭和32年改製	…昭和32年6月1日法務省令第27号により全て戸籍が新しくなっています。	家督相続、分家をしている場合 家督相続、分家前の戸籍
↑	改製前の戸籍 (大正4年、明治31年、明治19年)	
大正4年改製		
↑		
明治31年改製		
↑		
明治19年改製		
↑		

※法務省令による戸籍改製時期は自治体により異なる場合がありますので、戸籍のある自治体へお尋ねください。

## 市区町村の担当者の方へ

預金の相続手続を行うにあたり、次の書類を銀行に提出して下さるようお願いしております。

### 被相続人

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍(除籍)の全部事項証明書が必要です。
  - ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本が必要です。
- (注)戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

### 相続人

相続人であることが確認できる、すべての戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書が必要です。ただし、被相続人に関する戸籍謄本により確認できる場合は不要です。